



## 11月・12月は市税の滞納整理強化月間。納税にご協力を！

問い合わせ 税務課 収納推進室 0537(8)1174

### 善良な納税者のため悪質な滞納を許しません

市税は、教育や福祉、防災対策や社会資本の整備など皆さんの生活に密着した公共事業に使われています。

市税や国民健康保険税は、決められた期限内に、納税者の皆さんの自主的な意思により納めていただくものです。多くの皆さんには納付期限内に納めていただいています。残念ながらさまざまな理由により納付されない人がいます。

市では、納期限が過ぎても納付の確認が取れない人に自主的な納付をお願いするため、督促や催告、電話による納税勧奨などをさせていただきます。

期限内に納めていただいた人との公平を保つため、滞納した税には延滞金という利息がつきます。この利率は最初の1か月間は年利7・3割を上限とし、2か月目からは年利14・6割と定められ、日割計算で加算されます。これは、国税、県税、市税を問わず、日本全国どこでも同じです。

再三の納税勧奨にも連絡がなく、納税の意思をお知らせいただけない滞納者には、預貯金、給与、生命保険、不動産などの差し押さえを実施します。

### 口座振替やコンビニ納付をご利用ください

市税等の納付は、指定の預貯口座から自動的に振替納付ができる口座振替が便利です。市役所や金融機関にある口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ提出してください。

市税と国民健康保険税の納付書はコンビニエンスストアでも利用いただけます。  
**納税が困難な場合は早めにご相談ください**

事業不振、生活困窮などで納税が困難な状況にある人、納付期限内に納めることが困難な人は、必ず税務課収納推進室にご相談ください。日頃、忙しくて来庁相談できない人のために、毎週火曜日（祝祭日、閉庁日を除く）は、午後8時まで窓口を延長していますのでご利用ください。



## 11月は児童虐待防止推進月間。子どもを社会全体で守ろう

問い合わせ 福祉課 子育て支援室 0537(8)1120



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市役所福祉課子育て支援室に連絡・相談してください。連絡・相談は、匿名で行うこともできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守りますのでご安心ください。

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど【ネグレクト】  
家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど【心理的虐待】  
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力を振るうなど虐待とと思ったらすぐお電話ください。

【身体的虐待】  
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

【性的虐待】  
児童相談所  
全国共通ダイヤル  
0570(0)64(0)000